

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

| | |
|-------------|--|
| 点 検 年 月 日 | |
| 事 業 所 名 | |
| 法 人 名 | |
| 点 検 者 職 氏 名 | |
| 備 考 | |

【用語の定義】

法 . . . 介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令 . . . 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知 . . . 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例 . . . 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年札幌市条例第8号)

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|-------------------------|--|-------------------------------|--|--|
| 第1 基本方針 | <p>指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。</p> <p>・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否 適・否</p> | <p>法第73条第1項 条例第99条（令第92条）</p> | <p>・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等</p> |
| 第2 人員に関する基準 1 従業者の員数 | <p>指定通所介護事業者が指定通所介護事業所ごとに置くべき通所介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> | | <p>法第74条第1項 条例第100条（令第93条第1項）</p> | |
| (1) 生活相談員 | <p>通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p><u>提供時間数</u>：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までをいう。 <u>専ら提供に当たる</u>：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。</p> <p>・社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。</p> <p><u>社会福祉主事</u>：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。 ① 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。 ③ 社会福祉士、精神保健福祉士</p> <p>「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務したことがあるなど入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第100条第1項第1号 （令第93条第1項第1号）</p> | <p>・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・通所介護記録 ・職員履歴書 ・出勤簿</p> |
| (2) 看護職員 | <p>指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p><u>指定通所介護の単位</u>：同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。 <u>看護職員</u>：看護師又は准看護師 <u>専ら提供に当たる</u>：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第100条第1項第2号 （令第93条第1項第2号）</p> | <p>・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・通所介護記録 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類</p> |

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|----------------|--|---|------|-------|------|-------|------|-------|------|-----|--------------------------------|---|
| (3) 介護職員 | <p>指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数となっている。</p> <p>利用者の数：単位ごとの指定通所介護についての利用者の数。実人数。 利用定員：単位ごとの指定通所介護についての利用定員。あらかじめ定めた利用者の数の上限。</p> <p>介護職員配置数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位ごと利用者数</th> <th>介護職員配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15人まで</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>16～20</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>21～25</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>26～30</td> <td>4人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用者数が16人以上の場合は、 $1 + (\text{利用者数} - 15) \div 5$ (端数切上げ)</p> | 単位ごと利用者数 | 介護職員配置 | 15人まで | 1人以上 | 16～20 | 2人以上 | 21～25 | 3人以上 | 26～30 | 4人以上 | 適・否 | 条例第100条第1項第3号 (令第93条第1項第3号) | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・通所介護記録 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類 ・資格証(写) |
| 単位ごと利用者数 | 介護職員配置 | | | | | | | | | | | | | |
| 15人まで | 1人以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 16～20 | 2人以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 21～25 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 26～30 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 機能訓練指導員 | <p>1以上になっているか。 なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>・この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。 (ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</p> | 適・否 適・否 | 条例第100条第1項第4号 (令第93条第1項第4号) 条例第100条第6項(令第93条第4項) 平11老企25第3の六の1 (3) | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・通所介護記録 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類 ・資格証(写) | | | | | | | | | | |
| (5) その他 | 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。 | 適・否 | 条例第100条第7項(令第93条第5項) | ・従業者に関する名簿 | | | | | | | | | | |
| 2 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数 | <p>上記第2の1の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数としているか。</p> <p>・この場合における生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。</p> | 適・否 適・否 | 条例第100条第2項(令第93条第2項) 条例第100条第7項(令第93条第6項) | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する名簿 ・利用者数がわかる書類 ・職員勤務表 ・出勤簿 | | | | | | | | | | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|---------------|--|-----------------------|---|---|
| 3 管理者 | <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p> <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 （ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p> | 適・否 | 条例第101条（令第94条） | <ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・通所介護記録簿 ・出勤簿 |
| 第3 設備に関する基準 | <p>指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>〔設備については全て現場確認〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事提供、入浴介助がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>法第74条第2項 条例第102条第1項（令第95条第1項）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届 |
| (1) 食堂及び機能訓練室 | <p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。</p> <p>（ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂と機能訓練室の合計面積：3㎡×利用定員以上 ・指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等の場合、スペースが明確に区分されているか。また、それぞれの区分が設備基準を満たしているか。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第102条第2項第1号 （令第95条第2項）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・運営規定 |
| (2) 相談室 | <p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。</p> | 適・否 | <p>条例第102条第2項第2号 （令第95条第2項）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 |
| (3) 設備の専用 | <p>上記に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 （ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。）</p> | 適・否 | <p>条例第102条第3項（令第95条第3項）</p> | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|--------------------------------|--|----------------|--|---------------------------------------|
| (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | 消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。 | 適・否 | 条例第102条第1項（令第95条第1項） | |
| 第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意 | (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 適・否 | 法第74条第2項 条例第113条（第9条準用）（令第105条（第8条準用）） | ・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 |
| | (2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項： ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他 | 適・否 適・否 | 準用（平11老企25第3の1の3(1)） | |
| 2 提供拒否の禁止 | 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 (正当な理由とは) ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。 | 適・否 | 条例第113条（第10条準用）（令第105条（第9条準用）） 準用（平11老企25第3の1の3(2)） | ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料 |
| 3 サービス提供困難時の対応 | 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 | 適・否 | 条例第113条（第11条準用）（令第105条（第10条準用）） | ・サービス提供依頼書 |
| 4 受給資格等の確認 | (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 適・否 | 条例第113条（第12条準用）（令第105条（第11条第1項準用）） | ・サービス提供票 ・利用者に関する記録 |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|------------------|--|------|---------------------------------------|--|
| | (2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めているか。 | 適・否 | 法第73条第2項 | |
| 5 要介護認定の申請に係る援助 | (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。 | 適・否 | 条例第113条（第13条第1項準用）（令第105条（第12条第1項準用）） | ・利用者に関する記録 |
| | (2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第113条（第13条第2項準用）（令第105条（第12条第2項準用）） | |
| 6 心身の状況等の把握 | 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。 | 適・否 | 条例第113条（第14条準用）（令第105条（第13条準用）） | ・利用者に関する記録 ・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議の要点 |
| 7 居宅介護支援事業者等との連携 | (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 | 適・否 | 条例第113条（第15条第1項準用）（令第105条（第14条第1項準用）） | ・情報提供に関する記録 ・指導に関する記録 |
| | (2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護の提供の終了に当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 | 適・否 | 条例第113条（第15条第2項準用）（令第105条（第14条第2項準用）） | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点 検 事 項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|--------------------------|---|-----------------------|--|--|
| 8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。</p> | 適・否 | 条例第113条（第16条準用）（令第105条（第15条準用）） | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書(1)(2) |
| 9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護の提供を行っているか。 | 適・否 | 条例第113条（第17条準用）（令第105条（第16条準用）） | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・通所介護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録 |
| 10 居宅サービス計画等の変更の援助 | <p>指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第18条準用）（令第105条（第17条準用））</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス計画表 ・サービス提供票（変更の有無の確認） ・業務マニュアル |
| 11 サービスの提供の記録 | (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 適・否 | 条例第113条（第20条第1項準用）（令第105条（第19条第1項準用）） | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画書 ・業務日誌 ・運行、送迎に関する記録 |
| | (2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | 適・否 | 条例第113条（第20条第2項準用）（令第105条（第19条第2項準用）） | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|------------|---|------|--|--|
| 12 利用料等の受領 | <p>(1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>・ 1割相当額の支払いを受けているか。</p> | 適・否 | 条例第103条第1項（令第96条第1項） | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控 ・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） |
| | <p>(2) 指定通所介護事業者は、法定指定受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>{法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合}</p> <p>・ 10割相当額の支払いを受けているか。</p> | 適・否 | 条例第103条第2項（令第96条第2項） | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控 ・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） |
| | <p>(3) 指定通所介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>② 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>③の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚労省告示第419号）の定めるところによる。</p> <p>④ おむつ代</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用</p> <p>なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。</p> <p>(⑤その他の日常生活費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 | 適・否 | <p>条例第103条第3項（令第96条第3項）</p> <p>平11老企25第3の六の3(1)</p> <p>平12老企54</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 車両運行日誌 ・ 運営規程（実施地域の確認） ・ 重要事項説明書 |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|----------------------|--|------|----------------------------------|--------------------------------|
| | (4) 指定通所介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 適・否 | 条例第103条第5項（令第96条第5項） | ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 |
| | (5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。 | 適・否 | 法第41条第8項 | ・領収証控 |
| | (6) 指定通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・領収証には費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② 食事の提供に要した費用 ③ その他の費用（個別の費用ごとの区分） | 適・否 | 施行規則第65条 | |
| 13 保険給付の請求のための証明書の交付 | 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 適・否 | 条例第113条（第22条準用）（令第105条（第21条準用）） | ・サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可） |
| 14 指定通所介護の基本取扱方針 | (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 | 適・否 | 条例第104条第1項（令第97条第1項） | ・通所介護計画書 |
| | (2) 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適・否 | 条例第104条第2項（令第97条第2項） 法第73条第1項 | ・通所介護計画書 ・評価を実施した記録 |

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|-------------------|---|---------------------------|--|--|
| 15 指定通所介護の具体的取扱方針 | (1) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第105条第1号(令第98条第1号) | <ul style="list-style-type: none"> 通所介護計画書 使用しているパンフレット等 研修参加状況等がわかる書類 研修受講終了証明書 利用者に関する記録 相談・助言を記録した書類等 |
| | (2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 適・否 | 条例第105条第2号(令第98条第2号) | |
| | (3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 | 適・否 | 条例第105条第3号(令第98条第3号) | |
| | (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。 | 適・否 | 条例第105条第4号(令第98条第4号) | |
| 16 通所介護計画の作成 | (1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者(当該事業所の介護支援専門員が望ましい)がとりまとめを行っているか。 計画は、サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。 | 適・否 適・否 適・否 | 条例第106条第1項(令第99条第1項) | <ul style="list-style-type: none"> 通所介護計画書 計画作成の打ち合せに関する記録 居室サービス計画書 利用者に関する記録 |
| | (2) 通所介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、通所介護計画の作成後に居室サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居室サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 | 適・否 適・否 | 条例第106条第2項(令第99条第2項) 平11老企25第3の六の3(3)の③ | |
| | (3) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 | 適・否 適・否 | 条例第106条第3項(令第99条第3項) 平11老企25第3の六の3(3)の⑤ | |
| | (4) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。 | 適・否 | 条例第106条第4項(令第99条第4項) | |
| | (5) 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。 | 適・否 | 条例第106条第5項(令第99条第5項) | |
| | | | | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|-------------------|--|------------|---|----------------------------------|
| 17 利用者に関する市町村への通知 | <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> | 適・否 | 条例第113条（第27条準用）（令第105条（第26条準用）） | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| 18 緊急時等の対応 | <p>通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p> | 適・否 適・否 | 条例第113条（第28条準用）（令第105条（第27条準用）） | ・運営規程 ・連絡体制に関する書類 |
| 19 管理者の責務 | <p>(1) 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> | 適・否 適・否 | <p>条例第113条（第56条第1項準用）（令第105条（第52条第1項準用））</p> <p>条例第113条（第56条第2項準用）（令第105条（第52条第2項準用））</p> | ・組織規程等 ・業務日誌等 |
| 20 運営規程 | <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定通所介護の利用定員 ⑤ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>・①～⑩の内容は適正か。</p> | 適・否 適・否 | 条例第107条（令第100条） | ・運営規程 |
| 21 勤務体制の確保等 | (1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 | 適・否 | 条例第108条第1項（令第101条第1項） | ・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 |
| | (2) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 適・否 | 平11老企25第3の六の3(5)の① | ・業務委託契約書 |

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|-----------|--|-----------------------|--|---|
| | <p>(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従事者によって指定通所介護を提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない(調理、洗濯等))。</p> <p>・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。(調理、洗濯、清掃、その他)</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第108条第2項(令第101条第2項)</p> | |
| | <p>(4) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第108条第3項(令第101条第3項)</p> | <p>・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料</p> |
| 22 定員の遵守 | <p>指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。)</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第109条(令第102条)</p> | <p>・利用者名簿 ・運営規程</p> |
| 23 非常災害対策 | <p>指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>※ 別紙により詳細確認</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第110条(令第103条)</p> <p>平11老企25第3の六の3(6)</p> | <p>・消防計画 (・消防計画に準ずる計画) ・訓練記録</p> |
| 24 衛生管理等 | <p>(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。</p> | <p>適・否</p> | | <p>・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等 ・食中毒防止等の研修記録簿 ・保健所の指導等に関する記録</p> |
| | <p>(2) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第111条第1項(令第104条第1項)</p> | |
| | <p>(3) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めることともに、密接な連携を保っているか。</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第111条第2項(令第104条第2項)</p> <p>平11老企25第3の六の3(7)の①</p> | |
| | <p>(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p> | <p>適・否</p> | <p>平11老企25第3の六の3(7)の③</p> | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|-------------------------|--|----------------------------------|--|---|
| 25 掲示 | <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第34条準用）（令第105条（第32条準用））</p> | <p>・掲示物</p> |
| 26 秘密保持等 | <p>(1) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか）。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第35条第1項準用）（令第105条（第33条第1項準用））</p> | <p>・就業時の取り決め等の記録</p> <p>・利用者の同意書</p> <p>・実際に使用された文書等（会議資料等）</p> |
| | <p>(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第35条第2項準用）（令第105条（第33条第2項準用））</p> | |
| | <p>(3) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者(家族)に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第35条第3項準用）（令第105条（第33条第3項準用））</p> | |
| 27 広告 | <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。 | <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第36条準用）（令第105条（第34条準用））</p> | <p>・パンフレット等</p> <p>・ポスター等</p> <p>・広告</p> |
| 28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | <p>指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第37条準用）（令第105条（第35条準用））</p> | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|-------------|--|--|--|--|
| 29 苦情処理 | <p>(1) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。</p> <p>・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> | <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第38条第1項準用）（令第105条（第36条第1項準用）） 準用（平11老企25第3の一の3(23)の①）</p> <p>条例第113条（第38条第2項準用）（令第105条（第36条第2項準用））</p> <p>準用（平11老企25第3の一の3(23)の②）</p> <p>条例第113条（第38条第3項準用）（令第105条（第36条第3項準用））</p> <p>条例第113条（第38条第4項準用）（令第105条（第36条第4項準用））</p> <p>条例第113条（第38条第5項準用）（令第105条（第36条第5項準用））</p> <p>条例第113条（第38条第6項準用）（令第105条（第36条第6項準用））</p> | <p>・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録</p> |
| 30 事故発生時の対応 | <p>(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> | <p>適・否</p> | <p>条例第113条（第40条第1項準用）（令第105条（第37条第1項準用））</p> | <p>・事故対応マニュアル ・事故記録</p> |

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|----------|---|------|---------------------------------------|---|
| | (2) 指定通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 適・否 | 条例第113条(第40条第2項準用)(令第105条(第37条第2項準用)) | <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・事故記録 |
| | (3) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 適・否 | 条例第113条(第40条第3項準用)(令第105条(第37条第3項準用)) | |
| | (4) 指定通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 適・否 | 準用(平11老企25第3の一の3(24)の③) | |
| 31 会計の区分 | (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 適・否 | 条例第113条(第41条準用)(令第105条(第38条準用)) | <ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類 |
| | (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。 | 適・否 | 平13老振18 | |
| 32 記録の整備 | (1) 指定通所介護事業者は、条例第112条第2項((2)の①～⑥)に定めるほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適・否 | 条例第112条第1項(令第104条の2第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に関する名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・通所介護計画書 ・サービス提供証明書 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故記録 |
| | (2) 指定通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 通所介護計画 ② 条例第20条第2項(令第19条第2項)の規定を準用する提供した具体的なサービス内容等の記録 ③ 条例第27条(令第26条)の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④ 条例第38条第2項(令第36条第2項)の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤ 条例第40条第2項(令第37条第2項)の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥ 通所介護従業者の勤務体制及び実績に関する記録 | 適・否 | 条例第112条第2項(令第104条の2第2項) | |
| | (3) (2)の①～⑥の書類について、以下の期間保存しているか。 ① (2)の①及び②については、その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日いずれか遅い日まで ② (2)の③から⑤までについては、その完結の日から2年を経過した日まで ③ (2)の⑥については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日まで ※ 条例の経過措置により、(3)の①及び③については平成25年4月1日以降の記録から適用。それ以前の平成25年3月31日までの記録については、完結の日から2年を経過した日まで保存しているか。 | 適・否 | 条例第112条第3項 | |

106 通所介護「自己点検一覧表」（基準）

別紙（火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項）

| 確認項目 | 確認事項 | 点検結果 | | 根拠法令 | 関係書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-----------------------|---|-------------------|---------------|--|----------------|-----------|-----|-----------------|-----|-------|-------------------------------|-------------------|--------|--|---|---|---|----|-----|------------------------|----------|
| 消防計画等 | 1 地震・津波等の自然災害を含めた消防計画若しくは前記の自然災害を想定した非常災害計画（以下「消防計画等」という。）を別に定めているか。 ■想定している自然災害の有無 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>地震</td> <td>有・無</td> <td>風水害</td> <td>有・無</td> <td rowspan="2">その他 (具体的に)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>有・無</td> <td>土砂災害</td> <td>有・無</td> </tr> </table> ※消防計画等とは別に自然災害に関するマニュアル等を整備している場合は「有」。 | 地震 | 有・無 | 風水害 | 有・無 | その他 (具体的に) | 津波 | 有・無 | 土砂災害 | 有・無 | いる | いない | ※1、※2 | 消防計画策定届出書 防災計画（マニュアル）等 | | | | | | | | | | |
| | 地震 | 有・無 | 風水害 | 有・無 | その他 (具体的に) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 津波 | 有・無 | 土砂災害 | 有・無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練は、適切に行っているか。 ■直近1年間の避難訓練の実施状況 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>訓練項目</th> <th>実施日</th> <th>実施回数</th> <th>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</th> <th>消防機関との協力のもとでの実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練</td> <td>(H . . .) (H . . .) (H . . .) (H . . .)</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> 避難訓練のうち年1回以上は夜間（又は夜間想定）訓練を行っているか。 また、自然災害を想定した避難訓練を実施しているか。（通所の事業所を除く） ・（いる） ・（いない） ■直近1年間の避難訓練の実施状況 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>訓練項目</th> <th>実施日</th> <th>実施回数</th> <th>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</th> <th>消防機関との協力のもとでの実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間想定訓練</td> <td>(H . . .) (H . . .) (H . . .) (H . . .)</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> | 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のもとでの実施回数 | 避難訓練 | (H . . .) (H . . .) (H . . .) (H . . .) | 回 | 回 | 回 | 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のもとでの実施回数 | 夜間想定訓練 | (H . . .) (H . . .) (H . . .) (H . . .) | 回 | 回 | 回 | いる | いない | ※1、※2、※7 ※4 | 避難訓練結果記録 |
| 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のもとでの実施回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難訓練 | (H . . .) (H . . .) (H . . .) (H . . .) | 回 | 回 | 回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のもとでの実施回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夜間想定訓練 | (H . . .) (H . . .) (H . . .) (H . . .) | 回 | 回 | 回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組織体制 | 3 自然災害発生時の避難体制（避難場所、避難経路等）、職員の任務分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者に周知徹底されているか。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>避難場所（ ）</td> <td>任務分担の有無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>避難経路（ ）</td> <td>動員計画の有無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>避難方法（用具）（ ）</td> <td>夜間の避難誘導体制</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td colspan="3">職員・利用者への周知方法（ ）</td> </tr> </table> | 避難場所（ ） | 任務分担の有無 | 有・無 | 避難経路（ ） | 動員計画の有無 | 有・無 | 避難方法（用具）（ ） | 夜間の避難誘導体制 | 有・無 | 職員・利用者への周知方法（ ） | | | いる | いない | ※1、※2 | 非常時連絡網 | | | | | | | |
| 避難場所（ ） | 任務分担の有無 | 有・無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難経路（ ） | 動員計画の有無 | 有・無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難方法（用具）（ ） | 夜間の避難誘導体制 | 有・無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員・利用者への周知方法（ ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急連絡体制の整備 | 4 火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。</td> <td>・（いる） ・（いない）</td> </tr> <tr> <td>② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか。</td> <td>・（いる） ・（いない）</td> </tr> </table> | ① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。 | ・（いる） ・（いない） | ② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか。 | ・（いる） ・（いない） | いる | いない | ※1、※2 ※4、※6 | 連絡体制表 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。 | ・（いる） ・（いない） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか。 | ・（いる） ・（いない） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防災教育の実施 | 5 職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）を実施しているか。 具体例（ ） | | | ※3、※5 | 職員研修記録等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域住民等との協力 | 6 近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか。 具体例（ ） | | | ※6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

| 【根拠法令】 | |
|---|---|
| ※1 事業種別毎の「人員、設備及び運営に関する基準」(H11厚生省令37号、39号、40号及び41号) | ※5 「社会福祉施設における地震防災対策について」(H7.5.8 地福3058号) |
| ※2 ※1の解釈通知(H11老企第25号、43号、44号及び45号) | ※6 「社会福祉施設等における防災対策の徹底について」(H21.8.13 施運 371号) |
| ※3 「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(国通知S55.1.16 社援5号) | ※7 消防法施行規則第3条 |
| ※4 「社会福祉施設における」防災対策の強化について」(5.1.25 社老1874号) | |